



2020年2月

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託「スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド（愛称：ベスト・アルファ）」  
に係る投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、弊社が設定・運用を行っております追加型証券投資信託「スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド（愛称：ベスト・アルファ）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

この変更に伴う当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして変更はございません。

また、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 【変更の内容】

- ① 当ファンドの信託報酬料率の引き下げを行うため、投資信託約款に所要の整備を行いました。
- ② 当ファンドの実績報酬額の配分を変更するため、投資信託約款に所要の整備を行いました。

2. 【投資信託約款の変更適用日】

2020年2月22日

3. 【（ご参考）投資信託約款の新旧対照表】

（下線部\_\_は変更部分を示します。）

新	旧
<p>&lt;信託報酬等の総額および支弁の方法&gt; 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000の<u>180</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 前項の実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行なわれた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から<u>支弁するものとし、委託者が受け取るもの</u>とします。</p> <p>⑤（略）</p>	<p>&lt;信託報酬等の総額および支弁の方法&gt; 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000の<u>190</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②～③（同左）</p> <p>④ 前項の実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行なわれた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から<u>支弁するものとし、委託者と委託者の指定する販売会社との間の配分は別に定めるもの</u>とします。</p> <p>⑤（同左）</p>

<本件にかかるお問い合わせ先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 リテール BD マーケティング部  
電話：03-6711-9170(代表) 受付時間：営業日の9時～17時

以上